

# りそな企業年金研究所

## りそな年金 F A X 情報



《厚生年金基金関連》

平成23年3月17日

### 厚生労働省企業年金国民年金基金課長通知「東北地方太平洋沖地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について」の出状等について

今回の東北地方太平洋沖地震で被害に遭われた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。さて、平成23年3月16日付で、東北地方太平洋沖地震により被災された方を受給権者等とする厚生年金基金を対象に、基金の事務処理の特例に関する通知が発出されました（年企発0316第1号）ので、ご案内いたします。また、あわせて当面の当社のお客さまご支援体制の概要について、ご案内いたします。

#### 1. 厚生年金基金の事務処理の特例に関する通知について

厚生年金基金関連の主な内容は以下のとおりです。

##### 1. 年金給付関係について

###### (1) 現況届について

被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県をいう。）に住所を有する受給権者のうち、期限までに現況届の提出が困難である場合については、現況届の提出期限を延長すること。

なお、被災地域については、今後、被災の状況を踏まえ見直しが行われ、具体的な取扱いについては別途連絡があること。

###### (2) 支払通知書等の再交付について

被災のため、支払通知書等を亡失等により受給権者が再交付申請をしてきたときは速やかに再交付すること。

##### 2. 掛金等の取扱いについて

###### (1) 掛金等の納付期限の延長について

掛金等の納付期限の延長の対象となる地域及び延長後の納付期限は厚生年金基金の公示により定められることとなるが、具体的な取扱いについては別途連絡があること。

## (2) 掛金等の納付猶予について

被災した厚年基金の設立事業所等については、納付期限の延長の取扱いが終了した後も引き続き納付が困難な場合は、平成23年2月分以降の掛金等について、必要に応じて納付猶予ができることとするが、具体的な取扱いについては別途連絡があること。

## (3) その他

掛金等の納付猶予を行う場合には、口座振替を実施している被災事業所については、口座振替を実施せず自主納付の取扱いとすること。

当該通知の全文を4ページ目以降に添付していますので、ご参照ください。

今回の通知は平成20年の岩手・宮城内陸地震に際して出状された通知（平成20年6月16日年企発第0616001号）とほぼ同一の内容ですが、「2. (1) 掛金等の納付期限の延長について」は、平成20年当時の通知にはない内容として、追加されています。これは、厚生労働省年金局事業管理課が日本年金機構及び地方厚生（支）局に対して3月13日付で「厚生年金保険料（健康保険・こども手当拠出金・船員保険含む）の納付期限の延長及び猶予を行う」旨の通知を出状していることに対応するものです。詳細に関する情報を入手次第、あらためてFAX情報等でご案内させていただきます。

## 2. 当社のお客さまご支援体制について

当社では今回の事態を受け、お客さまの業務運営の一助となるよう、様々なご支援を検討しています。当面のご支援内容についてご案内いたします。

### (1) 制度運営のご支援について

#### ①受給者さまのリストのご提供について

当面の年金給付等に関して、被災のため送金が困難な金融機関を受取口座とされている受給者さま等、給付に支障を生じる可能性があると考えられる受給者さまのリストを、各基金さまに順次ご案内させていただいております。受給者さまへのご連絡等のご参考としていただければ幸いです。

#### ②年金・一時金支払の実施及び中止についての弾力的運営について

年金・一時金支払についての当社宛の指図期限につきましては、年間スケジュールをご案内しておりますが、今般の事情に鑑み、弾力的な運営をしております。

取扱いの詳細につきましては、上記の受給者さまのリストとともにご案内させていただきます。ご相談事項発生の際は、下記ご照会先にご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

### ③フリーダイヤルの設置について

被災された受給者さまからのご照会等に備え、当社に専用のフリーダイヤルを設置しています。

#### 【フリーダイヤルの電話番号】

・厚生年金基金・確定給付企業年金・適格退職年金・団体年金 その他

： 0120-528-266(受付時間 平日9:00～17:00(土・日・祝日等を除く))

・確定拠出年金

： 0120-401-987(受付時間 平日9:00～19:00(祝日を除く)、土日9:00～17:00(祝日を除く))

(フリーダイヤルの設置につきまして、当社ホームページでご案内しています。)

### (2) その他

- ・今回ご案内した通知の内容を踏まえた「事業所さま向けご案内レター」案を作成しています。6ページ目に添付していますので、ご活用いただければ幸いです。
- ・今回ご案内した通知は過去の事例を踏まえた措置にとどまっていますが、今後、当面の給付業務に関して、受取口座への送金不能、郵便為替の受取不能等、混乱が発生することも考えられます。このような事態も想定し、厚生年金本体の対応との調整等を含め、具体的な対応について信託協会を通じて照会・要望していく方針です。
- ・3月14日以降の運用環境の激変を踏まえますと、今後の企業年金制度の維持や安定的な運営に資するよう、基金の財政基準の緩和等の措置も望まれるところであり、あわせて信託協会を通じて要望を実施していく方針です。

#### <ご照会先>

りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3230

大阪 06-6268-1813

以上

年企発0316第1号  
平成23年3月16日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課長  
（公印省略）

東北地方太平洋沖地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の  
事務処理に関する指導等について

東北地方太平洋沖地震に係る被災被保険者を加入員等とする厚生年金基金（以下「厚年基金」という。）及び国民年金基金（以下「国年基金」という。）の事務処理に関しては、次の事項に留意し、貴管下の基金の指導等に特段の御配慮を賜りたい。

第1 厚年基金関係

(1) 年金給付関係について

① 現況届について

被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県をいう。①において同じ。）に住所を有する受給権者のうち、期限までに現況届の提出が困難である場合については、現況届の提出期限を延長するよう指導されたいこと。

なお、被災地域については、今後、被災の状況を踏まえ見直しをすることとし、具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

② 支払通知書等の再交付について

被災のため、支払通知書等を亡失等により受給権者が再交付申請をしてきたときは、速やかに再交付するよう指導されたいこと。

(2) 掛金等の取扱いについて

① 掛金等の納付期限の延長について

掛金等の納付期限の延長の対象となる地域及び延長後の納付期限は厚年基金の公示により定めることとなるが、その場合の具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

② 掛金等の納付猶予について

被災した厚年基金の設立事業所等（以下「被災事業所」という。）については、納付期限の延長の取扱いが終了した後も引き続き掛金の納付が困難な場合は、平成23年2月分以降の掛金等について、必要に応じて納付猶予ができることとするが、その場合の具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

③ その他

掛金等の納付猶予を行う場合には、口座振替を実施している被災事業所については、口座振替を実施せず自主納付の取扱いとするよう指導されたいこと。

## 第2 国年基金関係

### (1) 掛金等の取扱いについて

① 掛金等の納付期限の延長について

掛金等の納付期限の延長の対象となる地域及び延長後の納付期限は国年基金の公示により定めることとなるが、その場合の具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

② 掛金等の納付猶予について

被災した加入員については、納付期限の延長の取扱いが終了した後も引き続き掛金の納付が困難な場合は、平成23年2月分以降の掛金等について、必要に応じて納付猶予ができることとするが、その場合の具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

### (2) 再加入員の取扱いについて

① 被災した加入員であった者であって、災害に伴う国民年金保険料の免除等を受けた者が、国民年金保険料の免除等が終了した月の翌月1日から1年以内に再加入の申出を行った場合については、国年基金の掛金等は従前の額として取り扱うことができるよう所要の措置を講ずるよう指導されたいこと。

② ①により再加入の申出があった場合は国民年金保険料免除申請承認通知書等により、国民年金保険料の免除等の対象者であることを確認するよう指導されたいこと。

## 第3 その他

### (1) 周知について

厚年基金及び国年基金が、今般の取扱いについて加入員等に十分周知するよう指導されたいこと。

### (2) 地震災害に対する協力依頼関係について

被災者の収容等が可能な保養施設等を保有している厚年基金に対し、被災者救済のための協力をお願いされたいこと。

# 【事業主様向けレター案(りそな銀行作成)】

平成23年3月 日

事業主の皆さまへ

〇〇〇〇厚生年金基金  
理事長 〇〇 〇〇

## 東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金の対応について

このたびの東北地方太平洋沖地震において、被害にあわれた皆様方には謹んで心よりお見舞い申し上げます。

当厚生年金基金では、今回の地震による被災状況に鑑み、被災された事業所さまの掛金等の取扱いや被災された受給権者さまの現況届につきまして、下記の取り扱いとさせていただきますのでご案内させていただきます。

### 記

#### 1. 掛金等の取扱いについて

##### ①掛金等の納期限の延長

- 被災された事業所さまについては、納期限の延長を実施いたします。
- 延長の対象となる地域及び延長後の納期限の具体的な取扱いについては、今後出状される監督官庁である厚生労働省からの指示に基づき決定いたしますので、判明しだい対象となる事業所さま宛にご連絡させていただきます。

##### ②掛金等の納付猶予

- 被災された事業所さまについては、①の納期限の延長が終了した場合、延長後の納期限までに掛金を納付いただくこととなりますが、引続き掛金の納付が困難である場合も考えられることから、掛金等の納付猶予を行います。
- 具体的な納付猶予の取扱いについては、今後出状される監督官庁である厚生労働省からの指示に基づき決定いたしますので、判明しだい対象となる事業所さま宛にご連絡させていただきます。

##### ③掛金等の口座振替について

- 被災された事業所さまで、掛金の納期限が延長された場合であっても、延長前の本来の納期限で口座から引き落とされる事になります。
- 口座振替納付を辞退される場合は、当厚生年金基金までご連絡ください。

#### 2. 現況届について

- 被災のため期限までに現況届の提出が困難であると予想される受給者さまについては、現況届の提出期限を延長いたします。

以上

【お問合せ先】 〇〇〇〇厚生年金基金 担当者：〇〇 TEL：(〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇